

別表十二（五）の記載の仕方

- 1 この明細書は、青色申告書を提出する法人で廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第6項（一般廃棄物処分業の許可）、第14条第6項（産業廃棄物処分業の許可）又は第14条の4第6項（特別管理産業廃棄物処分業の許可）の許可を受けた者であるものが平成18年改正法附則第109条第5項（特定災害防止準備金に関する経過措置）の規定によりなおその効力を有するものとされる平成18年改正前の措置法第55条の6（特定災害防止準備金）の規定の適用を受ける場合に記載します。
- 2 「(4) × $\frac{\text{最終処分の期間の月数}}{5}$ 」の分子の空欄には、当該事業年度の月数（当該事業年度が廃棄物の最終処分を開始した日を含む事業年度である場合には同日から当該事業年度終了の日までの期間の月数とし、当該事業年度が廃棄物の最終処分を終了した日を含む事業年度である場合には当該事業年度開始の日から当該終了した日までの期間の月数とします。）を記載します。